

国民健康保険市町村事務処理標準
システム導入業務委託仕様書

黒石市

目 次

1.	業務仕様書の位置付け	2
2.	背景と目的	2
	2.1. 背景	
	2.2. 目的	
3.	調達範囲	3
	3.1. 基礎情報	
	3.2. 本調達における契約期間	
	3.3. スケジュール	
4.	委託基本要件	4
	4.1. 再委託の制限	
	4.2. 守秘義務	
	4.3. 法令等の遵守	
	4.4. 知的財産権等	
	4.5. 委託の完了と検査	
5.	作業内容	5
	5.1. 設計開発	
	5.2. 運用・保守	
6.	成果物	10
	6.1. 成果物	
	6.2. 納品期限	
	6.3. 納品方法	
	6.4. 納品場所	
7.	機能要件	11
	7.1. 業務・機能要件	
	7.2. ハードウェア要件	
	7.3. ネットワーク要件	
8.	作業実施体制	12
	8.1. 作業実施体制	
	8.2. 作業実施体制に求める資格等の要件	
	8.3. 作業の管理要領	

1. 業務仕様書の位置付け

この資料は、黒石市が調達を予定している国民健康保険市町村事務処理標準システムと、密接に関係する業務として、導入後のシステム保守及び運用支援の業務を委託予定であるため、これらの業務仕様についてとりまとめたものである。

2. 背景と目的

2.1. 背景

社会情勢の変化や市町村における国民健康保険事業運営の困難化を背景とした平成 30 年度の制度改革では、都道府県が財政運営責任を担うなど中心的役割となり、将来的に都道府県の区域内における一律の保険料率を目指し、国保運営方針などにより都道府県内の市町村事務の平準化を推進することが改革の方向性として示された。青森県においても平成 30 年度からの新たな国民健康保険制度において、県と市町村が一体となり、保険者としての事務を互いに共通認識のもとで実施するとともに、国民健康保険の安定的な財政運営及び国民健康保険事業の広域化や効率化を図ることを目的とし、国民健康保険事業の運営に関する統一的な指針として、「青森県国民健康保険運営方針」を策定し、市町村の自庁システムの更新時期等を踏まえつつ、費用の効率化等の観点から、段階的に国民健康保険市町村事務処理標準システム（以下「国保標準システム」という。）の導入を進めると記されている。

2.2. 目的

国が主導的に構築する国保標準システムを活用し、国保事務の標準化、効率化、共同化及び被保険者に対するサービス向上を目的に、以下の方針により、国民健康保険市町村事務処理標準システムを構築する。

- (1) 国保事務の標準化、効率化の実現によるサービス向上
- (2) 制度改革等対応に係るシステム改修及び運用費用の抑制
- (3) 同一システムの利用によるサービスの均質化の実現

3. 調達範囲

本調達は、令和7年3月を本稼働とする国保標準システムの実現に向けた一連の作業を実施するものであり、本調達で要求するシステムを安定かつ確実に稼働させるためのネットワークを含む環境構築・セットアップ、外付けシステム開発及び既存業務との連携テストを含め付随する作業すべてを範囲とする。

3.1. 基礎情報

本調達においては、令和7年3月稼働とし、必要かつ十分な仮想及び物理リソースを確保すること。

人口	国保被保数	国保世帯数	基幹システム・既存ベンダ	システム稼働時期
30,736 人	7,237 人	4,684 世帯	富士通 Japan 株式会社	令和7年3月

人口・国保被保数・国保世帯数は令和6年3月31日時点のもの

3.2. 本調達における契約期間

契約日の翌日から令和7年3月31日までに、本調達で要求する仕様を実現すること。

3.3. スケジュール

国保標準システムの稼働までのスケジュールについては、下記のとおり予定している。

令和 6 年 6 月中 (予定)	契約手続
令和 6 年 7 月上旬 ~ 令和 6 年 7 月下旬	要件定義
令和 6 年 8 月上旬 ~ 令和 6 年 8 月下旬	詳細設計
令和 6 年 7 月上旬 ~ 令和 6 年 9 月下旬	環境構築
令和 6 年 7 月中旬 ~ 令和 6 年 12 月下旬	データ移行
令和 6 年 7 月中旬 ~ 令和 7 年 3 月上旬	移行データの受領
令和 7 年 1 月中旬 ~ 令和 7 年 3 月上旬	運用テスト、平行稼働
令和 7 年 3 月中旬 ~ 令和 7 年 3 月下旬	稼働推進
令和 7 年 3 月下旬	本稼働

* 詳細なスケジュールについては、構築ベンダ選定後に別途決定するものとする。

4. 委託基本要件

4.1. 再委託の制限

- (1) 受託事業者は、委託業務の全部を一括して第三者に委任又は請け負わせてはならない。
- (2) 受託事業者は、委託業務の一部を第三者に委任又は下請負する場合は、相手方の名称、委任の内容、その他黒石市が必要と認める事項を書面によりあらかじめ黒石市に通知し、書面による承認を得ること。
- (3) 前項の場合において、当該再委任者又は下請負者について、委託業務の履行に著しく不相当と認められる者がある場合は、当該受託事業者に対して書面によりその事由を明示してその変更を求めることができるものとする。

4.2. 守秘義務

- (1) 受託事業者は、委託契約履行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- (2) 受託事業者は、成果物(委託業務の過程で得られた記録等を含む。)を第三者に閲覧させ、書写させ、又は譲渡してはならない。ただし、黒石市の承認を得たときはこの限りではない。
- (3) 委託業務の再委任者又は下請負者についても、前2項の規定を適用するものとする。
- (4) 事業者は、委託契約を履行するにあたり、黒石市が保有する個人情報に適正に管理し、市民の基本的な人権を擁護するため、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づき、「個人情報の保護に関する法律に基づく個人情報の取扱委託に関する覚書」を締結しなければならない。

4.3. 法令等の遵守

- (1) 委託業務の遂行にあたっては、日本国内において適用される法令、黒石市の条例・規則を遵守しなければならない。

4.4. 知的財産権等

- (1) システム構築に関して、新たに作成されたソフトウェア等の成果物の著作権については、当該受託事業者に帰属するものとする。
- (2) 黒石市から受け取り、又は受信し、受託事業者のサーバ等で処理・蓄積されたデータの所有権は黒石市に帰属するものとする。
- (3) 委託契約に基づき受託事業者が納入する各種計画書、設計書、報告書等の成果物(以下「ドキュメント等」という。)の所有権、著作権その他の権利は、当該委託契約に係る委託金額を完済した時点(国保標準システム保守に係る契約分については、国保標準システム構築分の委託の検査に合格した時点)をもって、当該受託事業者から黒石市に移転し帰属する。

4.5. 委託の完了と検査

- (1) 受託事業者は、システム開発を完了した場合は、速やかに成果物とともに所定の様式の完了通知書を提出しなければならない。
- (2) 黒石市は、完了通知書の提出を受けた場合は、検査員に委託の完了を確認させ、速やかに検査の手続きをとるものとする。

5. 作業内容

5.1. 設計開発

(1) 開発にあたっての前提

国保標準システム構築にあたっては、以下の項目を前提とする。

- ① 国民健康保険中央会より提供される稼働時点における最新バージョンの国保標準システムを適用する。
- ② 導入必須機能となる資格管理業務、保険料（税）賦課業務、業務共通機能に加え、給付業務のそれぞれの業務別サブシステムで構成し、給付業務については、サブシステム単位での導入を可能とする。
- ③ 給付業務システムについては、運用効率及びコスト削減の観点から、国保総合システムとの連携を可能とする。
- ④ 黒石市側の住民基本台帳及び税システム等の住民系基幹システム（以下、「住民系基幹システム」という。）に係る開発は、対象外とする。ただし、国保標準システムは、住民系基幹システムとの適切な連携を確保しなければならない。
- ⑤ 国保事務の標準的な処理を支援する観点から、ノンカスタマイズでの導入方針を原則とし、黒石市の個別事情による開発は行わないものとする。ただし、本調達仕様書に記す黒石市が要望する外付けシステムの開発については、実装すること。
- ⑥ 黒石市側で独自の事務処理を行うための機能が必要となる場合は、国保標準システムと連携する外付けシステムの開発を行うこととし、本調達の対象外とする。
- ⑦ 既存ベンダより提供を受けた移行対象データを本調達で構築するオンプレミス環境へ取り込むこととする。なお、データ移行費は受託事業者が既存ベンダから別途見積徴取し、本調達の見積価格に含めること。
- ⑧ オンプレミス環境については、7.2 のハードウェア要件に準ずること。
- ⑨ 国民健康保険中央会より提供されている各種ドキュメントに準じ、黒石市と連携し、安定的なシステム環境構築を行う。

(2) インフラ環境構築

システム環境構築にあたっては国民健康保険中央会より提供されている「導入ガイドライン（第3.0版）」「基本設計書」「要件定義書（第1.0版）」「機器調達仕様書（第5.1版）」「データ移行仕様書（第14.0版）」「他システム連携仕様書（第11.0版）」「インストールガイド（機器構築編）（第7.0版）」「インストールガイド（アプリケーション編）（第15.0版）」等の各種ドキュメントを参考に対応すること。また、本事業においては検証環境を必須とするため、必要なリソースを確保して設計すること。

なお、国民健康保険中央会が示す導入ガイドライン等の公開資料を所有しておらず、資料の提供を希望する場合は、本調達に関する問い合わせ窓口まで連絡のこと。

※国民健康保険中央会から提供される各種ドキュメント等については本書の記載に関わらず最新版を使用すること。

(3) 国保標準システム導入

本調達に基づき、構築ベンダにて調達するハードウェア環境に国民健康保険中央会より提供

される国保標準システムをインストールし、システムの安定的な稼働を可能とした状況とすること。また国保標準システム稼働に必要なパラメータ設定や帳票修正を行うための要件定義を行い、設定を完了すること。また要件定義の手法について職員の負担を軽減する提案をすること。

(4) 外付けシステム開発

黒石市が要望する外付けシステムの開発機能については、業務アプリケーションのバージョンアップの際に外付け開発システムに影響を与えないようにすること。

なお、詳細については構築ベンダ選定後に打ち合わせを実施し、決定するものとする。

(5) 他システム連携

国保標準システムを稼働させる上で必要となるデータについては、「他システム連携仕様書（第11.0版）」に基づき住民系基幹システムからデータを提供すること。このデータを取り込み国保標準システムに反映できる仕組みとすること。

なお、住民系基幹システム側で必要となる他システムとの連携環境構築については、本調達の対象外とする。

(6) テスト対応

テスト対応については、体制と役割、詳細な作業内容、作業スケジュール、テスト環境、テストツール、合否判定基準などに関するテスト実施計画を作成し、設計工程完了までに黒石市と合意すること。また、テスト実施計画に基づいてテストを実施すること。

(7) データ移行

データ移行に伴う作業項目については、国民健康保険中央会より提供されている「データ移行仕様書（第14.0版）」に準拠すること。

なお、上記で提供する移行対象データについては国民健康保険中央会より提供されている標準移行ツールを活用し、既存ベンダ側がエラーチェックを行い、修正したデータとするが、スムーズなデータ移行を実現するため、構築ベンダとして、このデータ修正について支援を行うこと。

- ・ 既存システムからのデータ移行の対象は以下のとおりとする。

宛名情報：全件

資格情報：全件

賦課情報：過去7年分

給付情報：過去5年分

所得情報（税情報）：過去7年分

- ・ データ移行回数は概ね4回とする。（テスト3回、本移行1回）
- ・ 移行データの初回提供時期は、作業着手後3ヶ月後とする。

(8) 国保標準システム稼働までの問い合わせ対応

国保標準システム稼働時までの黒石市からの問い合わせを以下のとおり受け付けることと

し、システムの安定稼働に向けた対応をすること。

- ① 対象は黒石市、既存ベンダからの受付とする。
- ② 問い合わせ内容に対する一次受付を行い、メールでの回答を行う。
- ③ 個人情報を取り扱うため、セキュリティを確保した環境での対応とする。

(9) 研修

黒石市職員に対して、国保標準システム業務機能に関する操作研修を実施すること。操作研修実施にあたっては、実施体制と役割、作業内容、作業スケジュール、操作研修環境、操作研修方法などに関する操作研修実施計画を作成すること。操作研修は業務毎に開催することとし、極力利用する職員全員が参加できるよう複数回実施されること。

なお、操作研修に必要なマニュアル等のテキストについては、必要部数をコピー等で用意することとし、研修会場については、別途協議の上、会議室等を決定する。

5.2. 運用・保守（本調達とは別契約になるもの）

(1) システム運用

① サービス提供時間

オンラインサービス提供時間は、事前通知によるシステムメンテナンス及び、障害の発生等の場合を除き、別途協議して決めた時間とする。

② バックアップ管理

バックアップは、データ領域のフルバックアップを取得し、日次保存可能な状態とすること。

国保標準システム構築直後の全サーバの仮想イメージバックアップを取得し、更に国保標準システム変更の都度、最新状態に更新すること。

③ セキュリティ管理

ウィルス定義ファイル更新確認・ウィルス検査実行・セキュリティパッチ適用・不正侵入検知パターン確認を実施すること。

④ ログ管理

ログファイル管理を実施し、以下の各種ログを黒石市の求めに応じて参照・検索・保管ができること。

- ・ 業務アプリケーション及びミドルウェアの基本動作・稼働状態に関するもの
- ・ 利用者認証に関するもの（画面操作、ファイル操作、印刷履歴等の利用者認証に関するアクセスログ）
- ・ 管理者権限による操作に関するもの

⑤ ジョブ管理

ジョブ設計・設定、ジョブ実行、ジョブ監視、警告内容確認、エスカレーションを実施すること。

⑥ ユーザ情報管理

ユーザ管理、ユーザロック解除・パスワード初期化を実施すること。

⑦ 問い合わせ対応

国保標準システム稼働後の問い合わせ窓口としてヘルプデスクを設置し、黒石市職員等か

らの問い合わせ対応及び履歴管理を迅速かつ円滑に実施すること。

ヘルプデスクの問い合わせ対応時間は、年末年始（12月29日～1月3日）・国民の祝日を除く、月曜日～金曜日の9:00～17:00とする。

⑧ 各種イベント対応

- ・ 窓口業務(異動入力)、年次処理、月次処理等については、障害時に即時対応ができるよう連絡がとれる体制を整備すること。
- ・ 被保険者証等の年次更新（高齢者負担割合を含む。）や賦課処理（本算定、月次処理）などについては、リハーサルのための環境構築など作業支援を行うこと。
- ・ リハーサル時に異常が発生した場合の原因追及等、支援作業を実施すること。
- ・ 下記イベントを想定すること。

(ア) 国保資格

- ・ 被保険者証等一斉更新
- ・ データ連携(国保集約システム、中間サーバ)
- ・ 統計処理(事業月報、実態調査、納付金算定)

(イ) 国保賦課

- ・ 本算定処理(6月末)
- ・ 仮徴収処理(2月、4月、6月)
- ・ 月次処理(月1回)
- ・ データ連携(国保連合会(年金特徴)、収納システム)
- ・ 統計処理(調定表、所得別調定集計表、基盤安定等資料、調整交付金、課税状況調べ、納付金算定に係る市町村基礎ファイル、実態調査、事業年報等現行の処理を継承)

(ウ) 国保給付

- ・ 高額療養費処理(月1回)
- ・ 療養費処理
- ・ 高齢受給者証発行処理
- ・ 葬祭費処理
- ・ 出産育児一時金処理
- ・ 特定疾患対象者区分確認処理
- ・ 高額介護合算処理
- ・ 外来年間合算処理
- ・ データ連携(国保集約システム、国保総合システム、中間サーバ)
- ・ 統計処理(給付事業月報)

⑨ 障害対応

インシデント管理、障害対応を実施すること。障害時の一次切り分けは構築ベンダで受付可能なこととし、必要によって既存ベンダに問い合わせを行うこととする。なお、障害等の発生時に迅速な解決を図るため、緊急時の連絡体制を定めること。

⑩ 各種依頼作業対応

黒石市から依頼のあった作業については、作業内容を確認し、対応可否を判断した上で実施すること。なお、費用が発生する場合は別途協議とする。

⑪ その他

システム運用・維持において必要となる作業について対応すること。

(2) 保守対応

① マスタ管理

マスタ情報の変更を実施すること。

② ソフトウェア保守

システム運用において必要となるソフトウェア保守を実施すること。

③ ハードウェア保守

システム運用において必要となるハードウェア保守を実施すること。

④ 国保標準システムの維持保守

国民健康保険中央会から定期配布される差分資材を基に、国保標準システムのバージョンアップ作業を年4回（目安）実施すること。また、臨時配布される差分資材の適用については国民健康保険中央会の指示に基づき適宜実施すること。なお、法令・制度改正に伴う外付けシステムの対応と維持・保守を実施するとともに、プログラム不具合調査・プログラム修正・動作確認を実施すること。

⑤ 外字の保守

外字において管理・運用を実施すること。

6. 成果物

6.1. 成果物

本調達における納品物は、「5.1 設計開発」の作業に対して以下のとおりとし、納品物ごとに数量・媒体・納期を設定する。

項	作業工程	納品物	数量	媒体	納期
1	プロジェクト管理	プロジェクト計画書	1	紙	令和6年7月
2		定例会資料	1	電子	随時
3		進捗管理表	1	電子	随時
4		課題管理表	1	電子	随時
5		議事録	1	電子	随時
6		基本設計書	1	紙	令和6年8月
7		詳細設計書	1	紙	令和6年9月
8		テスト計画書	1	紙	協議のうえ決定
9		テストチェックリスト	1	紙	協議のうえ決定
10		テスト結果報告書	1	紙	協議のうえ決定
11		教育・研修報告書	1	紙	協議のうえ決定
12		操作マニュアル	1	紙	協議のうえ決定

6.2. 納品期限

「6.1. 成果物」で定める納品物の期限は、令和7年3月31日とする。

6.3. 納品方法

「6.1 成果物」で定める各納品物の他、最終納品期限までに電子媒体（CD又はDVD）でも納品するものとする。

6.4. 納品場所

黒石市担当部署へ納品するものとする。

7. 機能要件

7.1. 業務・機能要件

本調達において要求する業務アプリケーションの業務・機能要件については、国民健康保険中央会より提供される国保標準システムの機能及び本調達で要求する外付け開発システムとする。なお、国保標準システムが提供するサブシステムについては、業務共通・資格管理・保険料（税）賦課・給付とし、黒石市が導入するサブシステムは以下のとおりとする。

業務共通	資格管理	保険料（税）賦課	収納	給付
○	○	○	-	○

7.2. ハードウェア要件

ハードウェア要件については、国民健康保険中央会より公開されている「機器調達仕様書（第5.1版）」の内容を基本要件として、安定的な稼働と運用を可能とする構成とし、以下の対応を行うこと。

- (1) 国保標準システムサーバ機器は黒石市が指定するサーバ室内に設置・構築することとし、パソコン、プリンタについては既存機器を使用し新たに購入が必要ないこと。
- (2) システム障害時の影響を最小限とするため国保標準システムサーバ機器は可能な限り冗長化構成とすること。

7.3. ネットワーク要件

本調達で要求する仕様に対して、黒石市及び、遠隔保守を可能とするサービス拠点においてセキュリティの確保されたネットワークを利用すること。

なお、黒石市基幹クラウド接続用に敷設されている回線を利用する場合はこの限りでない。
黒石市庁舎内におけるネットワークは、既存ネットワークを使用すること。

8. 作業実施体制

8.1. 作業実施体制

本調達における業務を実施するための体制について、以下要件を満たすこと。

- (1) 業務を遅延なく進捗し、かつ品質を担保することができる設計・開発体制及び運用・保守体制（人的・物理的リソース）を確保すること。なお、本調達においては作業実施体制がわかるよう、要員体制図を示すこと。
- (2) 以下の役割を持つメンバーを配置すること。
 - ① プロジェクト管理責任者（プロジェクトマネージャー）
本業務に関わる業務従事者及び関係者を統括し、作業及び成果物等のプロジェクト全体の管理を行うこと。
 - ② 品質管理責任者
プロジェクトの全工程において品質のチェックを行い、成果物の適切な品質を維持すること。
- (3) プロジェクトメンバーに対して、以下の教育を実施すること。
 - ① 情報技術に関する教育

- ② 情報処理技術者として身に付けているべきモラルに関する教育
- ③ 情報セキュリティ教育
- ④ 個人情報保護に関する教育
- ⑤ その他、安全確実に業務を遂行するために必要な教育

8.2. 作業実施体制に求める資格等の要件

- (1) プロジェクト管理責任者は、プロジェクトマネジメントにおける公的資格を保有すること。また、プロジェクト管理責任者として自治体システムの導入経験がある、もしくは同等の技量を有し、人口1万人以上の自治体システムの導入経験があるものとする。
- (2) プロジェクトメンバーは、類似業務を経験し、本業務を実施する上で必要な業務実績を有する者を優先的に配置すること。なお、国保標準システムの構築実績やプロジェクトに携わったことのある技術者が配置されることが望ましい。

8.3. 作業の管理要領

(1) プロジェクト管理

① プロジェクト管理要件

プロジェクト計画書を作成のうえ、プロジェクト管理を行うこと。プロジェクト管理を行うための各種様式、報告項目については、黒石市と別途協議し決定すること。また、会議体を設置し、定期的な報告を実施すること。

② プロジェクト管理項目

プロジェクト計画策定時に定義したスケジュールに基づく進捗管理を行うこと。プロジェクト計画時に抽出したリスクを管理し、リスクが顕在化した場合は課題として管理すること。リスクが実際に発生したかどうかを監視し、リスクが実際に発生した場合には報告すること。課題発生時には、速やかに対応策を明らかにし、黒石市と協議の上、対応方法を確定し課題が解決するまで継続的に管理すること。

(2) 品質管理

本調達における設計・開発・テスト・データ移行・セットアップ・研修及びマニュアル整備など全体を通して、品質を維持管理するための手法や体制・工程などを提案すること。各工程完了報告時には品質の自己評価を実施し、黒石市へ報告すること。